

被災された方へ

朝霞市では、風水害や火災などで被災された方々への支援を行っています。支援内容は、下記の一覧のとおりです。対象者や支援内容などについて、掲載しておりますので、ご確認の上、各課に直接申請の手続きを行ってください。

- (1) 学用品の補助（教育管理課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 再建築する際の確認申請及び完了検査手数料の免除（開発建築課）・・・・・・ 2
- (3) 特定健康診査（保険年金課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (4) 国民健康保険税及び一部負担金の減免（保険年金課）・・・・・・・・・ 4
- (5) 国民年金保険料の免除（保険年金課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (6) 個人住宅リフォーム資金補助制度（産業振興課）・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (7) 保育園保育料の免除及び放課後児童クラブ保育料の減免（保育課）・・・・・・ 7
- (8) 被災したごみ（災害ごみ）の処理（資源リサイクル課）・・・・・・・・・・・・ 8
- (9) 災害見舞金の支給（福祉課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (10) 固定資産税・都市計画税の減免（課税課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (11) 市・県民税の減免（課税課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (12) 税の徴収の猶予（収納課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (13) 浸水の解消後の消毒（環境推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (14) 介護保険料の減免（長寿はつらつ課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (15) 後期高齢者医療保険料の減免（長寿はつらつ課）・・・・・・・・・・・・・・ 15

※り災証明書の申請について

（火災）朝霞地区一部事務組合朝霞消防署 消防課

問い合わせ先：048-460-1190

（風水害など）課税課 固定資産税係

問い合わせ先：048-463-1111（代表）内線 2132 2133 2134 2135

048-463-2875（直通）

(1) 学用品の補助

対象者：

火災等により被災した児童生徒の保護者の方

支援内容：

被災状況により、就学に必要な学用品・通学用品等を現物支給します。

申請方法：

通学している学校へお申し出ください。

※学校長が被災状況等を確認し、就学に必要な学用品等を調査の上、支給します。

問い合わせ先：

教育管理課 学務係 048-463-1111 (代表) 内線 2442

048-463-0793 (直通)

(2) 再建築する際の確認申請及び完了検査手数料の免除

対象者：

市内に存する建築物等が災害により滅失、き損等された方。

支援内容：

災害発生日から1年以内に再建築する建築物等について、市に提出する場合の確認申請及び完了検査手数料を免除します。

申請方法：

り災証明書等※を添付し、確認申請や完了検査申請ください。

問い合わせ先：

開発建築課 建築指導係 048-463-1111 (代表) 内線 2592 2593

048-463-2585 (直通)

(3) 特定健康診査

対象者：

東日本大震災被災者のうち被災地の市区町村国民健康保険に加入のまま避難している方で、特定健康診査等の受診を希望される方。

支援内容・申請方法・必要書類：

市ホームページをご覧ください。住民登録地へお問い合わせください。

問い合わせ先：

保険年金課 保健事業係 048-463-1111（代表）内線 2626

048-463-1178（直通）

(4) 国民健康保険税及び一部負担金の減免

対象者：

1. 朝霞市国民健康保険に加入している方、または加入期間のある方。
2. 東京電力福島原発事故による避難指示等対象区域等から転入してきた方で、上記1の条件を満たす方。

※2の対象となるのは震災当時、①避難指示等の対象区域、②避難指示区域等、③緊急避難準備区域等のいずれかに住んでいて転入して来た方。

※対象期間が限られ、満たすべき条件がありますので、詳しくは保険年金課までお問い合わせください。

支援内容：

1. 災害等により生活が著しく困難となった方、又はこれに準ずると認められる方について、国民健康保険税及び一部負担金の一時的な負担の軽減を図ります。
2. 対象の方に対し、国民健康保険税の減免・一部負担金の減免を行います。

申請方法：

1. 国民健康保険税：保険年金課国民健康保険係に相談のうえ納期限までに申請ください。

一部負担金：保険年金課国民健康保険係に相談のうえ申請ください。

2. 保険年金課国民健康保険係に相談のうえ申請ください。

必要書類：

1、2 共通

減免申請書及び減免を受けようとする事由を証明する書類（り災証明書等※）

問い合わせ先：

保険年金課 国民健康保険係 048-463-1111（代表）内線 2624 2625 2627

048-463-0283（直通）

(5) 国民年金保険料の免除

対象者：

- ①天災・風水害・火災その他これらに類する災害により、住宅・家財その他の財産につき被害額がその価格の概ね1/2以上の損害を受けた方
- ②東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に、平成23年3月11日時点で住所を有していた方

福島県内の次の市町村が対象となります。

田村市 南相馬市 伊達郡川俣町 双葉郡広野町 双葉郡楡葉町

双葉郡富岡町 双葉郡川内村 双葉郡大熊町 双葉郡双葉町

双葉郡浪江町 双葉郡葛尾村 相馬郡飯館村 (以上12市町村)

支援内容：

- ①国民年金保険料の免除制度がご利用できます。
- ②ご本人からの申請に基づき、平成29年6月分までの国民年金保険料が全額免除になります。

申請方法：

市役所又は年金事務所に国民年金保険料免除申請書の提出が必要です。

必要書類：

- ①被災状況届 (国民年金保険料免除申請用)
- ①、②共通 委任状 (※本人が提出できない場合)

問い合わせ先：

保険年金課 国民年金係 048-463-1111 (代表) 内線 2622 2623

048-463-0284 (直通)

(6) 個人住宅リフォーム資金補助制度

対象者：

- ① 朝霞市に住民登録をしている市民の方でリフォームを行う建物の所有者の方
- ② 申込日現在、市民税、固定資産税、軽自動車税、その他市の貸付金の滞納がないこと。
- ③ 過去にこの補助金を利用したことのある方は、補助金の交付決定日から5年を経過していること（平成27年度に補助金の交付決定を受けた方は除く）。

対象物件：

自己の居住に供する個人住宅（申請者の住民登録がある住宅）、マンションの場合は、専有部分のみ、店舗兼用住宅などは、住居部分の面積按分で算出します。※平成28年5月1日から平成29年3月31日までに完了する工事が対象。※申請者名義の住宅であっても、申請される方の住民登録がない住宅や他人・親族に貸している住宅は対象外となります。

支援内容：

対象工事費（消費税込み）10万円以上の工事に対し5%の補助。最高限度額5万円（100円未満切捨て）を補助します。

申請方法：工事着工予定日の1か月前から1週間前までに申請 ※補助金内定額が当該年度の当初予算に達した時点で、申込を締め切ります。

必要書類：

① 朝霞市個人住宅リフォーム資金補助金交付申請書 ② 家屋課税台帳登録証明書または建物登記簿謄本（写しでも可、発行より3ヶ月以内のもの） ③ リフォーム工事図面（建物見取図など） ④ リフォーム工事費見積書の写し（朝霞市内の業者であることが明記されていること） ⑤ 工事前の写真 ⑥ 建築基準法に基づく届出書の写し（増築の場合）※テラスや縁側の新設、機械・家電類の取付・交換のみの工事は対象外です。詳しくは、産業振興課までお問い合わせください。

問い合わせ先：産業振興課 産業労働係 048-463-1111（代表）内線 2243 2244

048-463-1903（直通）

(7) 保育園保育料の免除、放課後児童クラブ保育料の減免

対象者：

- ① 保育園・放課後児童クラブ在園者（保護者）で、居住する家屋等が災害等により著しい損害を受けた方。
- ② 保育園・放課後児童クラブ在園者（保護者）で、東京電力福島原発事故による警戒区域等から転入してきた方。

支援内容：

- ①・全焼、全壊、または流失したとき

保育園保育料全額免除、放課後児童クラブ保育料 7,500 円減免します。

- ・半焼又は半壊したとき

保育園保育料 50%免除、放課後児童クラブ保育料 5,000 円減免します。

- ・火災・水害等により自宅が床上浸水したとき、又は延焼防止活動により、一時的に居住することができなくなったとき

保育園保育料 30%免除、放課後児童クラブ保育料 2,500 円減免します。

- ② 保育園保育料全額免除、放課後児童クラブ保育料 7,500 円減免します。

必要書類：

保育園保育料…り災証明書※、保育料免除申請書

放課後児童クラブ保育料…り災証明書※、保育料減免申請書

申請方法：市役所、保育課に必要書類を提出してください。

問い合わせ先：

保育課 保育係（保育園保育料） 048-463-1111（代表）内線 2643 2646

048-463-2836（直通）

保育総務係（放課後児童クラブ保育料）

048-463-1111（代表）内線 2644

048-463-2939（直通）

(8) 被災したごみ（災害ごみ）の処理

対象者：

市内にある一般住宅及び家財道具が火災、災害、その他特別な事情等で被災した方で、その建物内から出されるごみ（災害ごみ）の処理を希望する方

支援内容：

災害ごみで、市の分別基準に該当しクリーンセンターで処理できる品目のごみの処理について、処理手数料を免除します。建築廃材、コンクリート、ブロック等はクリーンセンターで処理できない品目となっていますので、専門業者等への処理の依頼が必要となります。なお、一般住宅等以外の店舗（店舗併用住宅は除く）、会社、工場等の事業活動に供される建物から排出されるごみは対象外です。

また、ごみの収集運搬に伴う経費は、被災者の負担となります。

申請方法：

り災証明書※を提示し、「一般廃棄物処理手数料免除申請書」に必要事項を記入の上、申請してください。

問い合わせ先：

資源リサイクル課 施設管理係 048-456-1593

(9) 災害見舞金の支給

対象者：

火災若しくは爆発または暴風、豪雨等の自然災害により、住家に被害があった方、亡くなった方または重傷を負った方。

サービス内容：

災害等に遭った方へ見舞金または弔慰金を支給します。

- ① 住家が全焼し、全壊し、又は流失した場合 1世帯につき 10万円
- ② 住家が半焼し、又は半壊した場合 1世帯につき 6万円
- ③ 住家が床上浸水した場合 1世帯につき 5万円
- ④ 負傷した場合(全治1月以上の場合に限る。) 1人につき 6万円
- ⑤ 死亡した場合 1人につき 10万円
- ⑥ 延焼防止活動により住家が浸水し、又は破壊し、一時的にその住家に居住することができなかった場合 1世帯につき 3万円

※①、②、③または⑥に該当する世帯が単身世帯のときの災害見舞金の額は、当該支給額に2分の1を乗じて得た額となります。

※災害救助法が適用となる場合には、支給されません。

申請方法：

災害見舞金等支給申請書を提出してください。

問い合わせ先：

福祉課 地域福祉係 048-463-1111 (代表) 内線 2654 2657

048-463-1594 (直通)

(10) 固定資産税・都市計画税の減免

対象者：

朝霞市内にある土地・家屋・償却資産について、大規模な災害により著しく被害を受けた方

サービス内容：

災害により著しく被害を受けた土地・家屋・償却資産に係る固定資産税・都市計画税の一時的な負担の軽減を図ります。

申請方法：

減免申請書にり災証明書等※の書類を添えて、納期限までに課税課に申請してください。

問い合わせ先：

課税課 固定資産税係 048-463-1111 (代表) 内線 2132 2133 2134 2135

048-463-2875 (直通)

(11) 市・県民税の減免

対象者：

大規模な災害により著しく被害を受けた方で、災害当時に市内に住所又は居所を有していた方。※一定の所得要件等あり。詳しくはご相談ください。

サービス内容：

災害により著しく被害を受けた方について、市県民税の一時的な負担の軽減を図ります。

申請方法：

減免申請書にり災証明書等※の書類を添えて、納期限までに課税課に申請してください。

問い合わせ先：

課税課 市民税係 048-463-1111 (代表) 内線 2233 2234 2235 2236 2237

048-463-2853 (直通)

(12) 税の徴収の猶予

対象者：

財産について、震災、風水害、火災、盗難に遭い納税ができない方。

サービス内容：

原則として、災害等に遭った日から1年以内の期間で、税の徴収を猶予します。

申請方法：

収納課へお問い合わせください。

問い合わせ先：

収納課 納税係 048-463-1111 (代表) 内線 2223 2224 2225 2226

048-463-2023 (直通)

(13) 浸水の解消後の消毒

対象者：

床上・床下浸水被害に遭われた市民、市内事業者

サービス内容：

浸水の解消後、必要に応じて消毒を行います。

申請方法：

電話または環境推進課窓口等にて、ご相談ください。

必要書類：

不要

問い合わせ先：

環境推進課 環境推進係 048-463-1111 (代表) 内線 2262

048-463-1504 (直通)

(14) 介護保険料の減免

対象者：

65歳以上の介護保険被保険者で、災害等に遭われた方。

サービス内容：

災害等により生活が著しく困難となった者又は、これに準ずると認められる者について、介護保険料の一時的な負担の軽減を図ります。

申請方法：

納期限までに申請してください。

必要書類：

- ・減免申請書
- ・減免を受けようとする事由を証明する書類（り災証明書等※）

問い合わせ先：

長寿はつらつ課 介護保険係 048-463-1111（代表）内線 2636 2637

048-463-1719（直通）

(15) 後期高齢者医療保険料の減免

対象者：

被保険者又は生計維持者で、災害等に遭われた方。

サービス内容：

被保険者又は生計維持者が現に居住している住宅の場合、被災状況により、保険料の50%、70%、100%の減免。その他、家財などが被害を受けた場合、保険料の50%の減免。

申請方法：

災害がやんだ日の翌日から2ヶ月以内に申請してください。

必要書類：

- ・減免申請書
- ・減免を受けようとする事由を証明する書類（り災証明書等※）

問い合わせ先：

長寿はつらつ課 高齢者医療係 048-463-1111（代表）内線 2632 2638

048-463-1928（直通）